

原子力発電環境整備機構
理事長 山口 彰 殿

原子力発電環境整備機構
情報公開審査委員会
座長 伊 東 健 次

答 申 書

2026年7月16日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2025年度諮問第4号（「2026年3月31日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の取扱いについて）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

第1 答申の趣旨

公開請求のなされた機構資料には存否を明らかにしないものが含まれている可能性がある旨を請求者に示すこと及び「個人情報」、「審議、検討又は協議に関する情報」、「事務又は事業に関する情報」に該当する部分を非公開とすることは妥当と認められる。

第2 答申の理由

1. 情報公開請求に係る機構資料[2025-4]

NUMOの役職員が2025年度（2025年4月1日から2026年3月26日）に自治体の首長を訪問した記録の一切（復命書や出張の記録、日程調整のメールやメモを含む）

2. 情報公開請求に対する機構の説明

（1）情報公開請求に該当する機構資料

- ア 首長を訪問した際の「出張命令書」及び「旅費申請・支払書」
- イ 首長を訪問した際の「面談記録メモ」及び「日程調整メール等」
- ウ 首長を訪問した際の「説明資料」
- エ 首長を訪問した際の情報が記載された「定例会議資料」（地域交流関係会議）

（2）上記（1）機構資料に係る公開の取扱い

- ア 首長を訪問した際の「出張命令書」及び「旅費申請・支払書」
 - （ア）「正式応募前」又は「国が関係地方公共団体に申し入れる旨を公にする前、又は公になる前」の「市町村等を含む地方公共団体」（以下、「正式応募前等自治体」という。）への「出張命令書」及び「旅費申請・支払書」については、情報公開規程（以下「規程」という。）第7条第1項で規定する別表2「1. 個人情報」、「3. 審議、検討又は協議に関する情報」及び「4. 事務又は事業に関する情報」に該当する情報を非公開とし、残りの部分は公開する。
 - （イ）正式応募前等自治体以外の自治体への「出張命令書」及び「旅費申請・支払書」については、規程第7条第1項で規定する別表2「1. 個人情報」、「3. 審議、検討又は協議に関する情報」及び「4. 事務又は事業に関する情報」に該当する情報は非公開とし、残りの部分は公開する。
- イ 首長を訪問した際の「面談記録メモ」及び「日程調整メール等」
 - （ア）正式応募前等自治体首長との「面談議事メモ」及び「日程調整メール等」について

は非公開とする。

(イ) 正式応募前等自治体以外の自治体首長との「面談議事メモ」及び「日程調整メール等」については部分公開（日付、対応者の情報以外は非公開）とする。

ウ 首長を訪問した際の「説明資料」

部分公開（機構ウェブサイト記載以外の情報は非公開）とする。

エ 首長を訪問した際の情報が記載された「定例会議資料」（地域交流関係会議）

部分公開（首長と面談した日付、面談対応者以外の情報は非公開）とする。

なお、請求者には、「公開請求された資料には、規程第10条により存否を明らかにしないものが含まれる可能性がある」と資料の存否に関わらず付言する。

3. 当委員会の判断

ア（ア）について資料を確認したところ、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより識別することができることとなるものを含む。）、公開されると率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや機構の業務の遂行についての誤解を生じるおそれがある情報又は正式応募前等自治体の「名称若しくは名称を特定する情報」（他の情報を組み合わせることにより特定可能となるものを含む、以下「市町村等識別情報」という。）が含まれており、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「1. 個人情報」、「3. 審議、検討又は協議に関する情報」及び「4. 事務又は事業に関する情報」に該当するため、規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当と判断する。

ア（イ）について資料を確認したところ、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより識別することができることとなるものを含む。）、公開されると率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや機構の業務の遂行についての誤解を生じるおそれがある情報又は正式応募前等自治体の市町村等識別情報が含まれており、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「1. 個人情報」、「3. 審議、検討又は協議に関する情報」及び「4. 事務又は事業に関する情報」に該当するため、規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当と判断する。

イ（ア）について資料を確認したところ、公開されると率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報又は正式応募前等自治体の市町村等識別情報が含まれており、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「3. 審議、検討又は協議に関する情報」及び「4. 事務又は事業に関する情報」に該当する。更には、この非公開部分を除いた部分について規程第8条但し書きの規定により非公開とすることは妥当と判断する。

イ（イ）について資料を確認したところ、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより識別することができることとなるものを含む。）、公開されると率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや機構の業務の遂行についての誤解を生じるおそれがある情報又は正式応募前等自治体の市町村等識別情報が含まれており、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「1. 個人情報」、「3. 審議、検討又は協議に関する情報」及び「4. 事務又は事業に関する情報」に該当するため、規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当と判断する。

ウについて資料を確認したところ、機構ウェブサイト掲載以外の情報について、公開されると率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや機構の業務の遂行についての誤解を生じるおそれがある情報又は正式応募前等自治体の市町村等識

別情報が含まれており、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「3. 審議、検討又は協議に関する情報」及び「4. 事務又は事業に関する情報」に該当する。更には、この非公開部分を除いた部分について規程第8条但し書きの規定により非公開とすることは妥当と判断する。このため、規程第8条の規定により部分公開（機構ウェブサイト掲載以外の情報は、非公開）とすることは妥当と判断する。

エについて資料を確認したところ、公開されると率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや機構の業務の遂行についての誤解を生じるおそれがある情報又は正式応募前等自治体の市町村等識別情報が含まれており、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「3. 審議、検討又は協議に関する情報」及び「4. 事務又は事業に関する情報」に該当するため、規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当と判断する。

なお、アからエの資料について、資料が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することになる情報が記載されている可能性があるため、請求者に対し「公開請求された資料には、規程第10条により存否を明らかにしないものが含まれる可能性がある」と資料の存否に関わらず付言することは妥当と判断する。

第3 審議の経緯

- | | | | |
|-----|-------|-------|-------------------|
| (1) | 2026年 | 7月16日 | 情報公開審査委員会に諮問 |
| (2) | 2026年 | 7月23日 | 第49回情報公開審査委員会で審議 |
| (3) | 2026年 | 7月27日 | 原子力発電環境整備機構理事長に答申 |

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会

委員長（座長）	伊東健次
委員	加藤一郎
委員	秋山一弘